

農村連携促進支援事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、持続可能な農村づくりの推進に向けて、ふじのくに美しく品格のある邑（以下「登録邑」という。）又はふじのくに美しく品格のある邑づくり連合（以下「連合」という。）と企業等との協働による、農村資源を活用した地域活性化を図る新たな取組を促進するため、農村連携促進支援事業を行う登録邑又は連合と企業等により構成された組織（以下「構成組織」という。）に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において「登録邑」とは、農地や景観、地域に伝わる伝統文化等の県民共有の財産である農村資源を保全・活用し、次世代に継承する活動を行う集落等で、連合に認定されている地域をいう。
- (2) この要綱において「連合」とは、農村資源を次世代に継承していく人々の営みを守り育て、自律した邑づくりを進めるため、県内全市町と静岡県を正会員として設立された推進組織をいう。
- (3) この要綱において「企業等」とは、登録邑や連合の活動に賛同する民間企業、組合、特定非営利活動法人、学校等をいう。
- (4) この要綱において「農村連携促進支援事業」とは、構成組織が行う農村の活性化を図る新たな取組であって、以下の要件の全てを満たすものをいう。
 - ア 構成組織が新たに取組むもの又は既存の取組をより発展させるもの
 - イ 取組の目標を掲げ、その達成に向けた計画を策定した上で行うもの
 - ウ 複数の集落に対し多様な主体の参画を得て取組むもの
 - エ 継続して実施する可能性のあるもの
- (5) この要綱において「構成組織」とは、本事業を的確に遂行できると認められる団体（法人ではない団体にあつては、代表者を定め、かつ、組織及び運営に関する規約の整備その他の要件を満たしている団体）であつて、静岡県内に住所又は事業所を有する者をいう。

第3 補助の対象及び補助率（額）

別表に掲げるとおりとする。

第4 交付の申請

- (1) 提出書類 各2部
 - ア 交付申請書（様式第1号）
 - イ 事業計画書（様式第2号）
 - ウ 収支予算書（様式第3号）
 - エ 資金状況調べ（様式第4号）
- (2) 提出期限
別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - ア 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合
 - イ 補助事業に要する事業費の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (3) 補助事業期間内に、特許権、実用新案権、意匠権等（以下「産業財産権等」という。）を出願若しくは取得した場合又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、速やかにその旨を産業財産権等取得届出書（様式第5号）により知事に届け出なければならない。
- (4) 知事は、補助事業期間内に、補助事業の成果の事業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定等による収益が生じたと認めたときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることがある。
- (5) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

第6 軽微な変更

第5の(1)のア及びイに定める軽微な変更とは、次に掲げる変更をいう。

- (1) 事業の内容の変更
補助目的の達成に支障を来たすことのない事業計画の細部の変更
- (2) 事業費の変更
交付決定を受けた額の20%以内の減少となる変更

第7 変更の承認申請

提出書類 各2部

- ア 変更承認申請書（様式第6号）
- イ 変更事業計画書（様式第2号）
- ウ 変更収支予算書（様式第3号）

第8 実績報告

- (1) 提出書類 各2部
 - ア 実績報告書（様式第7号）
 - イ 事業実績書（様式第2号）
 - ウ 収支決算書（様式第3号）
 - エ その他知事が必要と認める書類
- (2) 提出期限
事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日まで

第9 請求の手続き

- (1) 提出書類 1部

請求書（様式第8号）

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

第10 概算払の請求手続

提出書類 各1部

ア 概算払請求書（様式第8号）

イ 資金状況調べ（様式第4号）

第11 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（(1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（(1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第9号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならない。

第12 書類の提出

この要綱に基づき提出すべき書類は、事業実施主体の所在地を所轄する農林事務所に提出するものとする。

附 則

この要綱は、令和2年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和3年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和4年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和5年度分の補助金から適用する。

別表

補助の対象		補助率（額）
事業の区分	対象経費	
農村連携促進支援事業	構成組織が実施する農村連携促進支援事業に要する経費のうち、報償費、旅費、通信運搬費、需用費、使用料及び賃貸料、資材等費、雑役務費、広報費、産業財産権等の導入経費、通訳料・翻訳料、委託費	左に掲げる経費の10分の10以内で、1構成組織当たり1,000千円を限度とする。